

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

vol. 21

平成11年11月19日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成11年11月19日

各都道府県介護保険主管課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室長

### 認定調査の適正な実施について

日頃、介護保険制度の円滑な施行準備に向けてご尽力をいただきありがとうございます。

要介護認定は、介護保険の給付の要件である要介護状態等にあることを確認するものであり、認定業務の公平・公正な実施は、制度に対する信頼を確保する上で極めて重要であります。

このため、国においては、全国一律の要介護認定基準（平成11年厚生省令第58号）を制定し、「認定調査票」（平成11年7月26日老発第499号通知）及び「認定調査票記入の手引き」（平成11年7月26日老企第21号通知）を提示するとともに、認定調査に従事する者に対する研修を実施するために必要な事項について「認定調査員等研修事業の実施について」（平成11年7月26日老発第500号通知）に定める等、認定調査の適正な実施のための必要な措置を講じているところです。

認定調査に従事する者は「認定調査票記入の手引き」に従い、本人の状況について正確に調査を実施することは、調査に従事する者すべてが遵守すべき最も基本的な事項であり、このことは都道府県が実施する認定調査従事者等研修においても当然強調されるべき事項であることはいうまでもないことです。

しかるに、今般、一部の報道機関では、調査対象者の要介護度がより高くなるように認定調査結果を操作している調査従事者がいるとの報道を行っており、仮にその報道が事実であるとするれば、刑法上の犯罪となる可能性もある極めてゆゆしき事態であると言わざるを得ません。

各都道府県におかれましては、認定調査の適正な実施が確保されていることを改めて確認すること、不適正な調査が行われている場合にはすみやかに都道府県を通じて国に報告を行うとともに、調査委託を行っている場合には契約の解除を行う等の厳正な措置をとること等、要介護認定の適切な実施のための措置を速やかに講じるよう市町村等に対する指導の徹底をお願いします。